

確定申告の受付が 2月16日から開始!

所得税および復興特別所得税の確定申告の受付が2月16日(火)から、JAさがみの各会場で始まります。みなさんは、もう準備をしていますか? まだ、準備をされていない方も、この誌面を参考に確定申告のポイントを確認して、始めましょう。

領収書や帳簿の整理などをまとめた後で取りかかれれば、難しいものではありません。余裕をもって準備し、自主申告を心がけましょう。

JAではパソコンによる電子申告(e-Tax)が利用できます。e-Tax利用可能会場は、各地区運営委員会事務局へお問い合わせください(P.10参照)。e-Tax利用の場合は、マイナンバーカードとマイナンバーカードの①「署名用電子証明暗証番号」、②「利用者証明用暗証番号」および③「券面事項入力補助用暗証番号」をご持参ください。

1. 確定申告が必要な方とは?

《所得税および復興特別所得税の申告をしなければならない方》

- ①農業所得・不動産所得・一時所得(生命共済・保険等の満期金を受領した場合等)・雑所得(年金等)などの各種の所得金額の合計額が配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
- ②給与所得がある方の場合
 - 給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
 - 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③譲渡所得がある方の場合
 - 土地や建物を売った方(交換を含む)

《令和2年分において消費税の課税事業者となる個人事業者》

- ①平成30年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - ②平成30年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、令和元年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
 - ③①、②に該当しない場合で、平成31年1月1日から令和元年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。
- (注)事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

2. 申告書の提出期限および税金の納期限

税目	提出期限	納期限	振替納付日
所得税および復興特別所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年3月15日(月)	令和3年4月19日(月)
個人事業者の消費税および地方消費税	令和3年3月31日(水)	令和3年3月31日(水)	令和3年4月23日(金)

- ※税務署の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配布します。
- ※「入場整理券」の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- ※税務署は通常、土・日・祝日は閉庁日となっていますが、2月21日、2月28日の日曜日に限り、確定申告の相談および申告書の受付を行います。

3. 申告にあたっての必要書類

- 申告書を提出するときは、マイナンバーカードとマイナンバーカードの①「署名用電子証明暗証番号」、②「利用者証明用暗証番号」および③「券面事項入力補助用暗証番号」、もしくは通知カードと運転免許証などの身元確認書類が必要となります。また、源泉徴収票(給与所得者および年金所得者)の原本のほか、申告の内容により必要な添付書類が異なります。
- ※①、②および③は、マイナンバーカードを作成した際に、市区町村の窓口で設定した暗証番号です。
 - ※②と③は、数字4桁で同じ番号の場合があります。

4. 医療費控除には明細書の提出が必要です

- 医療費控除を受けるための手続きが変わりました。平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)
- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)
 - ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

5. 申告の必要書類は早めにモレなく準備しましょう

1年間に生じた所得を正しく計算して申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を記帳し、また、取引にともない作成したり受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。所得控除に必要な書類の中には発行に時間のかかるものもありますので、準備は早めに取りかかりましょう。

確定申告に関する疑問や質問は、お近くの支店や各地区運営委員会事務局(P.10参照)、税務署へお尋ねいただき、間違いのない申告を心がけましょう。

- 藤沢税務署
(藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町)
☎0466-22-2141
- 大和税務署
(綾瀬市・大和市・座間市・海老名市)
☎046-262-9411
- 鎌倉税務署
(鎌倉市)
☎0467-22-5591

令和2年分 所得税確定申告相談日程表

※消費税確定申告相談は、お近くの支店へお問い合わせください。 ※譲渡所得のある人は、事前に税務署、税理士などと相談のうえ、譲渡所得の内訳書を作成しておいてください。

65万円の青色申告特別控除 の適用要件の変更について

平成30年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。
個人の方の所得税について

- ① 青色申告特別控除額が変わります。(現行 65万円 ⇒ 改正後 55万円)
- ② 基礎控除額が変わります。(現行 38万円 ⇒ 改正後 48万円)
- ③ 「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えてe-Taxによる申告(電子申告)または電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。
※以上の改正は、令和2年分以降の所得税について適用されます。

確定申告書等の作成には、

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
(www.keisan.nta.go.jp)

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

なお、所得税の確定申告書はスマートフォンやタブレット端末でも作成できます。
作成した申告書等はプリントアウト(白黒可)して、郵送等で税務署に提出することができます。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、直接税務署に電子申告することもできます(電子申告をご利用になる場合は、税務署が発行したIDとパスワード、またはマイナンバーカードとICカードリーダライタが必要です。)

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

平成28年分以降、所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書には**税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。**

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。
 - ② 通知カードなど【番号確認書類】+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※1 郵送にて申告書提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。
※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

日程	会場(対象地区)	対象	受付時間	
令和3年 2月16日(火)	藤沢支店(陣屋小路・山谷・東町・三共・大館)	青色申告・白色申告	9:00~11:00 13:00~15:00	
	長後支店(上合・下長後・長後通)	青色申告・白色申告		
	遠藤支店(全地区)	青色申告		
	辻堂支店(全地区)	青色申告		
	2月17日(水)	長後支店(上高倉・中高倉・下高倉)		青色申告・白色申告
		遠藤支店(西部・北部)		白色申告
	2月18日(木)	善行支店(全地区)		青色申告
		大庭支店(北の谷・表郷・小ヶ谷)		青色申告・白色申告
	2月19日(金)	羽鳥支店(AM:台谷・藤大・引地・折戸) (PM:城・羽鳥・四ツ谷・二ツ家)		青色申告
		六会支店(湘南台・円行・下土棚・天神町・西保野・今田)		青色申告・白色申告
		御所見支店(葛蒲沢・瀬郷)		青色申告
	2月22日(月)	村岡支店(宮前・小塚・高谷・渡内・柄沢第二)		青色申告・白色申告
		六会支店(全地区 予約制(青色申告農業部会員のみのみ))		青色申告
	2月24日(水)	御所見支店(打戻・宮原)		青色申告
		鶴沼支店(上村・堀川・石新・丸宮・原)		青色申告・白色申告
3月 4日(木)	六会支店(全地区 予約制(青色申告農業部会員のみのみ))	青色申告		
	御所見支店(用田・葛原)	青色申告		
3月 5日(金)	村岡支店(弥勒寺・河原・川名・柄沢第一)	青色申告・白色申告		
	辻堂支店(全地区)	白色申告		
3月 8日(月)	藤沢支店(諏訪ヶ谷・第一諏訪ヶ谷・立石・西雷・厚生)	青色申告・白色申告		
	長後支店(全地区)	青色申告・白色申告		
3月 9日(火)	御所見支店(葛蒲沢・葛原・打戻)	白色申告		
	善行支店(全地区)	白色申告		
3月 10日(水)	羽鳥支店(AM:城・羽鳥・四ツ谷・二ツ家) (PM:台谷・藤大・引地・折戸)	青色申告・白色申告		
	御所見支店(用田・瀬郷・宮原)	白色申告		
3月 9日(火)	羽鳥支店(全地区)	白色申告		
	六会支店(全地区 予約制(青色申告農業部会員のみのみ))	青色申告		
3月 10日(水)	遠藤支店(東部・南部)	白色申告		
	鶴沼支店(宿庭・清水・大東・刃田・仲東)	青色申告・白色申告		
3月 10日(水)	六会支店(亀井野・石川・新田・旭・その他全地区)	青色申告・白色申告		
	大庭支店(羽根沢・小糸)	青色申告・白色申告		

日程	会場(対象地区)	対象	受付時間
2月16日(火)	茅ヶ崎支店(茅ヶ崎・西久保・南湖支店)	青色申告 (青色申告農業部会員のみのみ)	9:00~11:00 13:00~15:00
2月17日(水)	茅ヶ崎管営農経済センター(小出支店)		
2月18日(木)	茅ヶ崎管営農経済センター(小和田支店)		
2月19日(金)	茅ヶ崎管営農経済センター(つるみね支店)		
2月24日(水)	茅ヶ崎管営農経済センター(鶴ヶ台支店)		
3月 8日(月)	茅ヶ崎管営農経済センター(つるみね支店)		
3月 9日(火)	茅ヶ崎管営農経済センター(全地区)		
3月11日(木)	茅ヶ崎支店(全地区)		
2月25日(木)	茅ヶ崎管営農経済センター(鶴ヶ台支店)		
3月 2日(火)	茅ヶ崎管営農経済センター(小出支店)		
3月 3日(水)	茅ヶ崎管営農経済センター(つるみね支店)		
3月 5日(金)	茅ヶ崎管営農経済センター(小和田支店)		
3月10日(水)	茅ヶ崎支店(茅ヶ崎・西久保・南湖支店)		

日程	会場	対象	受付時間
2月16日(火)	寒川支店	青色申告 (個別対応)	9:30~15:00
2月17日(水)			
2月18日(木)	倉見支店	青色申告 (個別対応)	
2月22日(月)			
2月24日(水)	寒川支店	白色申告	
2月25日(木)			
3月 3日(水)	寒川支店	青色申告 (個別対応)	
3月 4日(木)			
3月 5日(金)			
3月 8日(月)			
3月10日(水)			
3月11日(木)			

- 綾瀬地区
- 大和地区
- 鎌倉地区
- 座間地区
- 海老名地区

青色申告会員のみの対応となりますので、各支店へお問い合わせください。

申告書の作成にあたっては、マイナンバーカードと暗証番号もしくは通知カードと運転免許証などの身元確認書類が必要となります。

各地区運営委員会事務局へお気軽に声をかけてください。

- 藤沢地区運営委員会事務局 ☎0466-45-4118
- 茅ヶ崎地区運営委員会事務局 ☎0467-87-0114
- 寒川地区運営委員会事務局 ☎0467-75-6000(寒川支店内)
- 綾瀬地区運営委員会事務局 ☎0467-79-0001(綾瀬支店内)
- 大和地区運営委員会事務局 ☎046-261-5121(大和支店内)
- 鎌倉地区運営委員会事務局 ☎0467-44-3851
- 座間地区運営委員会事務局 ☎046-251-0079
- 海老名地区運営委員会事務局 ☎046-231-1789